

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 26 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 3 月 30 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
豊橋市	25 者	大村町字見田 33 ほか 104 筆
豊川市	43 者	菽町丸山 64 ほか 183 筆
蒲郡市	9 者	大塚町上千尾 60 番 2 ほか 16 筆
田原市	32 者	堀切町北田 90-1 ほか 309 筆

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 26 日農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）を認可した。

令和 8 年 3 月 30 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転をする土地の所在する市町村	農地中間管理機構へ所有権の移転をする者の数	農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者の数	所有権の移転をする土地
田原市	1 者	1 者	江比間町二ノ谷 51 番 江比間町二ノ谷 52 番
田原市	1 者	1 者	保美町西原 822 番
田原市	1 者	1 者	堀切町宮東 34 番